

質疑応答要旨

項目	質疑	回答
一般保留区域について	<p>一般保留区域について、地区名はあるのか。なぜ地区名を明記しないのか。</p>	<p>一般保留区域は、フレームの範囲内で概ねの位置を指定しているものであり、具体的な区域等を指定していないため、計画に地区名は記載していませんが、地区名は落合北部・吉岡東部地区として、あやせ都市マスタープランにおいて表記しております。</p>
	<p>一般保留区域について、当初は約50ヘクタール、次が約30ヘクタールと減少してきたと思われるが、今回は当初の計画で考えているのか。</p>	<p>一般保留区域は、フレームの範囲内で概ねの位置を指定しているものであるため、特段の面積等を指定していません。</p>
	<p>落合北部・吉岡東部地区について、以前は、吉岡西部の方も同時に動いていたのではないかと。今回はそちらは指定しないのか。どうして落合北部・吉岡東部地区だけ指定するのか。</p>	<p>過去の線引き見直しにおいては、吉岡西部地区を保留区域に指定していたことはありますが、第8回線引き見直しにおいては、あくまで、現在の産業フレームの範囲内で検討しており、綾瀬スマートインターチェンジからの連絡性等から市の南部を一般保留区域として設定しているものになります。</p>
	<p>保留区域の設定地区は、現在は農地だと思われるが、農地の保全という観点、この都市計画の中にはないのか。</p>	<p>農地については、保全していくべき部分は保全していく考えであり、一般保留区域の制度についても、農林漁業と必要な調整を図ったうえで市街化区域に編入するものになります。</p>
	<p>保留区域について、当該地は組</p>	<p>一般保留区域の設定は、産業の伸びに</p>

	<p>合施行で行おうとして2度失敗していると思うが、なぜこの場所を位置づけるのか。農地の保全が上位にあるべきではないか。</p>	<p>対して、フレームの範囲内で設定し、土地利用への機運の高まりや、農林漁業との必要な調整が図られた場合に編入する方針を位置づけているものであり、必ず農地を土地利用できるというものではありません。</p>
	<p>産業用地の確保について、新たな用地を増やすのではなく、既存の工業団地を効率的なものに再建するなどして、産業集積や多機能化を図るという方針を示すべきではないか。</p>	<p>一般保留区域の設定は、あくまで産業フレームの範囲内で、今後の産業の伸びを勘案しながら土地利用ができる方針を定めるものであり、工業地の再編等による効率化等については、市の工業として検討していく必要があると考えております。</p>
逆線引きについて	<p>逆線引きとは何か。</p>	<p>逆線引きとは、市街化区域を市街化調整区域に編入することで、土地利用に関する都市計画の方針における逆線引きの方針は、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方として、市街化区域内の災害レッドゾーンについては、逆線引きの検討を行う方針を示したものです。</p>
	<p>逆線引きを行う場合、現在、居住者がいる場所は、移転の補償等を行うのか。</p>	<p>現在、綾瀬市にそういった補償制度はありません。なお、逆線引きについては、市が独断で市街化調整区域にするのではなく、居住者等がいる場合は、居住者等からの要望等を聞きながら検討するという方針になります。</p>
	<p>逆線引きの実績は綾瀬市ではあ</p>	<p>界線等の見直しによる逆線引きの実績</p>

	るのか。	はありますが、災害レッドゾーンについての逆線引きの実績はありません。
	災害レッドゾーンに含まれる土砂災害特別警戒区域は具体的にどのあたりになるのか。	本説明会の資料には土砂災害特別警戒区域を示したものはないため、位置については、防災ハザードマップを御確認ください。
	逆線引きを行おうとしている具体的な地区はあるのか。	現在、逆線引きを検討している具体的な地区はありません。
	逆線引きの具体的な方法は、今後、建物を建てさせないということで進めるのか、それとも現在建っている住宅等に立ち退いてもらうのか。	災害レッドゾーンについては、今後、都市的土地利用をしないことを基本とし、逆線引きの検討を行う方針を示しているもので、現在、住宅等が建っている場合に、特に立ち退いてもらうというものではありません。
	一般的に災害レッドゾーンに指定されているところに住んでいる方は移転したいと考えているのではないかと。そういった方は市が何か助成してほしいと考えているのではないかと。	住民の方、それぞれに考えがあり、長く住んでいる方の中には移動したくないと考えている方もいらっしゃるかと思います。 また、所有権があり、市の一存で移転はできませんので、地権者等の要望等があれば検討を行う方針を定めております。
	熱海で土砂崩れがあったが、綾瀬市では埋立地などは把握しているのか。	神奈川県において、大規模盛土造成地に関する調査が行われているほか、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についても指定がされているため、そういった箇所については把握しています。
城山公園について	城山公園の総合公園化とはどういうことか。	城山公園の総合公園化については、令和3年3月に改定した綾瀬市緑の基本計

		<p>画に基づくもので、城山公園を市全域の人々の休息、観賞、運動等も含めた総合的な利用に供することを目標として総合公園に位置付けていくことを示したものです。</p> <p>なお、あくまで構想段階のため、具体的な整備方針や時期等については未定です。</p>
	<p>総合公園の基準はあるのか。現在の城山公園では満たしていないのではないか。</p>	<p>総合公園については、面積約10ヘクタール以上を基準として配置するとされており、現在の城山公園の面積は約6.5ヘクタールであるため、現在は基準を満たしていません。</p>
	<p>総合公園として必要な用地の確保について、どのエリアを広げていくのかなどの具体的な用地の確保予定、エリアのイメージ等はあるのか。</p>	<p>城山公園の総合公園化については、構想段階であるため、具体的な用地の確保予定等はありません。</p> <p>第8回線引き見直しにおいては、綾瀬市緑の基本計画に基づいて方針を位置づけるものであり、面積課題等については、今後、目標年次に向かって検討を図っていくこととなります。</p>
	<p>城山公園の総合公園化について、近隣で目久尻川親水公園の計画があるが、城山公園の総合公園化の中には目久尻川親水公園との一体化ということが想定されるのか。</p>	<p>第8回線引き見直しにおいては、城山公園の総合公園化の方針を位置づけるものであり、具体的な整備内容等の位置づけは行いませんので、目久尻川親水公園との調整等については、事業課であるみどり公園課において調整していくことになるかと思えます。</p>
祖師谷地区	祖師谷地区における特別緑地保	祖師谷地区における特別緑地保全地区

について	全地区の指定とは。	の指定については、令和3年3月に改定した綾瀬市緑の基本計画に基づくもので、緑の基本計画の重点計画の中の生物多様性に係る取り組みにおいて示されている方針であり、特別緑地保全地区という都市計画により樹林地を保全していくものになります。
	自然的環境の整備又は保全の方針の祖師谷地区の保全について、例えば小園のお伊勢の森等の樹林地等は保全しないのか。	祖師谷地区については、自然的環境の整備又は保全の方針における主な内容であり、今後10年間で検討していく主なものを定めているものになります。その他の緑地につきましては、綾瀬市緑の基本計画において保全を図っていく方針を定めています。
	祖師谷地区だけを特別緑地保全地区に指定する方針になったのか、その基準等を教えてほしい。	特別緑地保全地区の指定については、都市緑地法において基準が定められています。なお、祖師谷地区の指定の方針については、綾瀬市緑の基本計画において位置づけられているもので、都市計画においては、そちらを反映させているものになります。
人口について	令和17年の将来推計人口の82,500人の根拠は。	神奈川県が行った人口推計については、神奈川県の政策局総合政策課が推計した人口と国立社会保障・人口問題研究所の平成30年の市町村別推計人口を基に推計したものです。
	日本の人口の約4割が関東地方に集まっており、神奈川県も綾瀬市も人口が増えすぎている。災害	人口については、全国的に減少傾向であり、綾瀬市においても同様です。 これまでの都市計画は人口の増加とと

	<p>が多い日本では人口は分散していくべきである。</p>	<p>もに市街地を拡大していくものでしたが、今後は人口減少を受けて、集約型都市構造の実現に向けた都市づくりという方針のもと、市街地を無作為に増やしていくのではなく、必要な部分を市街化していくことや、災害レッドゾーンでは都市的土地利用を行わず、逆線引きにより市街化調整区域にしていく方針を定めています。</p>
<p>集約型都市構造について</p>	<p>集約型都市構造とはどういったものか。</p>	<p>今後、人口減少が危惧される社会においては、これまでの市街地を拡大していく方針だと一定程度の人口密度が保てなくなり、活力が低下してしまうため、都市をある程度のまとまりに、様々な機能をコンパクトにまとめて都市づくりを進めていこうという考え方です。</p>
	<p>綾瀬市は集約型と言えるのか。また、主に産業を進めていこうとしている地域はどこなのか。</p>	<p>市内の綾西団地や小園団地などの低層住宅がまとまった部分や、市役所周辺の商業機能の集積などをみると一定程度の集約化が図られていっていると考えられます。</p> <p>また、産業を進めていく地域については、一般保留区域として位置付ける市の南部が産業の伸びに対応するものになります。</p>
	<p>集約型都市構造とは、人口の伸びとともに市街地を広げてきたが、人口減少が進んだら住宅地はコンパクトにして、今は産業が伸</p>	<p>現在、用途地域が指定されており、住宅地となっている場所を無くして産業地にしようとするものではありません。例えば人が点在して住んでいる場合だと、</p>

	<p>びているから住宅地から産業地として活用していくということか。</p>	<p>公共交通などはそれに対応する必要があり効率的ではなくなりますので、効率的にするために集約を図っていこうというものです。</p>
	<p>既に用途地域が指定されている箇所を産業地にするわけではないというが、早川城山住宅地の隣の市街化調整区域は工業地域に変えられ、大型倉庫が建設されている。</p>	<p>早川中央地区については、市街化調整区域であっても、県の基準の中でインターチェンジからの距離など一定の基準を満たせば土地利用が可能であり、無作為な土地利用を防ぐことを目的に市街化区域に編入したものです。</p>
農地について	<p>早川春日原の農地について、今後、農振農用地が解除されてしまうことはあるのか。</p>	<p>市の農業振興地域整備計画においても早川春日原の農地は保全する方針となっています。</p>
(都)寺尾上土棚線について	<p>寺尾上土棚線の未整備区間の整備について、この都市計画ではどのような位置づけになっているのか。</p>	<p>寺尾上土棚線の位置づけについては、都市計画決定している都市施設になるため、目標年次までに整備を図っていく方針を位置づけています。</p>
	<p>寺尾上土棚線の北伸については、住民等が協議し、基本的には地下化する案が採用されたと認識しているが、この計画は、検討委員会が策定し、市長に提出した方針が反映されたものなのか。</p>	<p>第8回線引き見直しにおける都市計画については、大きな方針を定めるもので、具体的な進め方などの詳細の計画を位置づけるものではありません。</p>
公園について	<p>市は光綾公園や綾南公園を緑というが、あれは人工であり、本当の緑とは色々な動物が住んでいるような森なのではないか。</p>	<p>綾瀬市緑の基本計画や第8回線引き見直しにおける都市計画においても、緑地については保全していく方針を示しており、その中でも、祖師谷地区にある樹林地につきましては、特別緑地保全地区の指定により保全していく方針を示してい</p>

			ます。
災害について	綾瀬市内にも地盤が弱いところがあるが、家を建てるのに杭を打つのは義務なのか。 住宅メーカーによって違うものなのか。		建物によって異なり、構造計算によって判断されます。 建物を建てる際には建築基準法という統一の基準があるため、その基準を守って建築士が設計することになります。
今後のスケジュール等について	市案を知りたい場合は、今後の手段としては、案の閲覧、公聴会、案の縦覧になるのか。		都市計画については、これから都市計画法に基づく手続きに入っていきます。 時期は未定ですが、案の閲覧においては、本日説明した都市計画の案が閲覧できるようになり、そのタイミングで公述申出を行うことができ、公述申出をしていただければ、公聴会にて意見を述べることができます。 なお、案の閲覧等については広報やホームページにて周知いたします。
	各事業について、具体的なものを知りたい場合はどうすればいいのか。		都市計画においては、各事業の方針を示しているもので、今後の案の閲覧等の中でも同様になります。 各事業の具体的な計画等については、各々の所管課に確認いただければと思います。
区域区分の変更について	区域区分の変更の綾瀬市落合南一・二丁目地区の変更について、警察の管轄なども変更になるのか。		区域区分の変更については、令和3年の行政界の確定に伴う位置の変更であり、警察等の取扱いについては、当課では把握しておりませんので回答できません。
	区域区分の変更の綾瀬市落合南一・二丁目地区の変更について、		今回の変更は、綾瀬市と藤沢市との間で行政界が確定されたことに伴うもの

	<p>藤沢市の区画整理によるものか。</p> <p>また、界線は市道23号線なのか、県道なのか。</p>	<p>で、位置については、県道、市道ということではなく、座標による確定がされたので、その位置に変更するものです。</p>
--	--	--

質疑応答要旨には説明会終了後のものも含まれます。

### その他意見

番号	意見要旨
	<p>出席者が1日目が4人、2日目が8人は少ないのではないかと。もっと多くの市民を集めてやったほうがいい。</p>
	<p>寺尾上土棚線の北伸について、地域住民が猛反対して10年前に協議会がつくられており、その時の住民の気持ちは変わっていない。</p> <p>具体的な計画ではなく方針だとしても、今後、変えられなくなることもあるので具体性をもって計画をつくっていただきたい。</p>
	<p>一般保留区域について、保留しているだけといっても、将来的に土地利用される可能性が高いため、そうならないように農地の保全を最優先にしてほしい。</p>
	<p>日本の食料自給率は35%程度で、先進国の中で低いため、農地を増やしていくべきである。そのために家庭菜園などを農家の一員とみなして作り方を教える等、市が音頭をとってやってほしい。</p>
	<p>市の職員が歴史を知らないため、自然遺産や地名の由来などが無くなってしまっている。何か事業をやるときには地元の人に話を聞いて、歴史を調べて行ってほしい。</p>
	<p>災害の関係の説明について、綾瀬市で過去に起きた事例等を説明の中で入れてほしかった。</p>
	<p>土地区画整理事業の内容の説明を一緒にしてほしい。</p>